

日露医療協力推進事業 実施団体公募要領

令和2年4月15日
厚生労働省医政局総務課

日露医療協力推進事業実施団体公募要領

1. 総則

平成28年12月15日、塩崎厚生労働大臣（当時）は、来日したロシア連邦スクヴォルツォヴァ保健大臣との間で、「日本国厚生労働省とロシア連邦保健省との間の医療・保健分野における協力覚書」に署名を行い、医療・保健分野における協力を今後、発展させることで合意しました。

また、平成28年5月のソチでの首脳会談において安倍総理からプーチン大統領へ医療分野における協力が1つ目に位置づけられている8項目の「協力プラン」を提示し、プーチン大統領から高い評価と賛意が表明されました。

（注）(1)健康寿命の伸長，(2)快適・清潔で住みやすく，活動しやすい都市作り，(3)中小企業交流・協力の抜本的拡大，(4)エネルギー，(5)ロシアの産業多様化・生産性向上，(6)極東の産業振興・輸出基地化，(7)先端技術協力，(8)人的交流の抜本的拡大

同12月15日の首脳会談において、医療・保健分野では健康寿命の延伸や子供向け医療の協力など協議が進展していることを確認し、今後更に8項目の「協力プラン」の具体化を推進することがあらためて確認されました。

その後の首脳会談においても、両首脳は、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進め互恵的な日露経済関係を発展させていくことで一致しています。

医療・保健分野における日露間の協力内容を具体化することにより、高品質な日本の医薬品、医療機器、医療技術及び医療サービスの国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、日露両国民の健康寿命の伸長を図ることは、日露双方にとって、好循環をもたらすものと考えられます。

今般、日露医療協力推進事業を実施する団体を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

2. 事業目的

平成28年5月に安倍総理から提案した、医療分野における協力が第一番目に位置づけられている8項目の「協力プラン」を具体化することにより、高品質な日本の医薬品、医療機器及び医療サービスの国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、日露両国民の健康寿命の伸長を図ることで、日露双方にとって、好循環をもたらすことを目的とする。

3. 事業内容

（1）実施主体は、以下①～⑩のいずれかに関する事業を実施する。

① 小児周産期分野（小児がん、新生児医療）の協力

- ② 小児周産期分野（母子健康手帳）の協力
- ③ 小児周産期分野（小児内視鏡）の協力
- ④ 内視鏡分野の協力
- ⑤ 健康づくり・予防医療分野の協力
- ⑥ 健康づくり・予防医療分野の協力（極東）
- ⑦ 高齢者医療保健分野の協力
- ⑧ リハビリテーション分野の協力
- ⑨ 歯科分野の協力
- ⑩ その他厚生労働省が認めた分野

（２）実施主体は、①これらの事業を実施する上で必要となる各種会議の管理・運営に関すること、②各協力についての報告書の作成、③各協力の PR 動画の制作及び④その他の厚生労働省の指示に基づく事業を行う。

4. 事業実施にあたっての留意事項

- （１）実施主体は、事業の実施にあたって、事前に、厚生労働省と十分な協議を実施する。
- （２）厚生労働省とともにロシアとの協力関係を強化するための取組を行う。

5. 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、厚生労働大臣が認める額を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業の実施に必要な、職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、旅費、諸謝金、消耗品費、備品費、印刷製本費、会議費、雑役務費、光熱水料、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、委託費（これら費用に関するもの）に限ります。

また、補助金の交付時期については、原則、当該年度の事業完了後の精算払いとなります。

6. 事業期間

事業期間は、事業者として選定された日から令和３年３月31日とします。

7. 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとします。

- (1) 継続的に事業を運用することができること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

8. 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室において、上記「7. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

- ① 形式評価
 - ・ 応募団体について、応募条件への適合性について評価します。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。
- ② 書面評価
 - ・ 提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施します。
- ③ ヒアリング
 - ・ 必要に応じて、申請者(代理も可能としています。)に対して、ヒアリングを実施します。
 - ・ なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なします。
- ④ 最終評価
 - ・ 書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定します。

(3) 評価の視点

評価の視点は、以下のとおりです。

I. 企画書における事業計画について

- ① 事業を遂行するために必要な根拠(人員、経験、設備、資金)が示されているか

- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか
- ③ 経験・能力・体制等を踏まえ事業のスケジュールが明確になっているか
- ④ ロシアへの医療協力にかかる事業を実施するにあたっての十分な知見・経験を有しているか

II. ロシアへの裨益について

- ① 事業の内容がロシアに適したものとなっているか
- ② 事業の内容が対象国において効果的に裨益するものであるか

III. 我が国への裨益について

- ① 事業の内容が我が国の政府の方針を踏まえたものになっているか
- ② 事業の成果が両国の医療協力にとどまらず、我が国の医療産業に裨益するものであるか

IV. ロシア及び我が国への裨益について

- ① 日本及びロシアの双方にとって、医療水準の向上や経済成長への好循環をもたらすものであるか

(4) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定です。
 なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることになります。

9. 応募方法等

(1) 提出書類

- A. 「日露医療協力推進事業企画書」（様式1）
 - (ア) 様式1を用いて作成すること。なお、「評価の視点」に記載されている観点で評価を行うため、「評価の視点」を満たすよう作成する必要があることに留意すること。
 - (イ) 提案する事業内容の概要を説明できる資料を1枚で作成すること。
- B. 事業にかかる費用積算（様式2。類似様式の添付でも可。）
- C. 団体経歴（概要）、団体定款、代表団体と参加団体の関係が確認できる書類など活動が分かる資料
- D. 団体の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)
- E. その他選定に必要と思われる資料

(2) 応募方法

- ① 提出期間
 令和2年4月15日（水）から令和2年5月1日（金）正午（必着）
- ② 提出先・問い合わせ先
 提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
 厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 あて
 郵送の場合、封筒の宛名面には、「日露医療協力推進事業」と朱書きにより、

明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel：03-5253-1111（内線4108、4153）

Fax：03-3501-2048

③ 提出部数

A～Eの書類を2部提出ください。

Aについては書類の提出に加えて電子媒体を以下にお送りください。

e-mail: kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

※メールのタイトルは「日露医療協力推進事業」と明記してください。

以上